

加盟店各位

ヤマトクレジットファイナンス株式会社

クロネコ代金後払いサービス加盟店規約の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社では新機能（スマホタイプ）を追加することに伴い、2019年6月27日より規約の改定を行います。

詳細については下記をご覧くださいませよう、お願い申し上げます。

記

1. クロネコ代金後払いサービス 加盟店規約 ⇒ 新機能（スマホタイプ）追加の為、規約の変更を行いました。

旧	新
第3条（本サービス提供の要件） 2 ④顧客の個人情報を当社に対して開示することに顧客が同意すること。	第3条（本サービス提供の要件） 2 ④顧客および商品等の受取人の個人情報を当社に対して開示することに顧客が同意すること
新設	第3条（本サービス提供の要件） 2 ⑤当社が顧客に連絡が取れない場合など、必要に応じ、商品等の受取人に当社が直接連絡できること
第5条（本サービスの概要） 1 顧客が、加盟店に対して支払うべき商品代金等の決済方法として本サービスを選択した場合、加盟店から当該申込みの取次ぎを受けた当社は、顧客に対する与信審査を行い、加盟店から顧客への商品等の配達または提供完了情報に基づき、加盟店に対して商品代金等を立替払いするものとする。この場合、当社所定の利用料がかかるものとし、振込等の支払手数料は加盟店が負担するものとする。また、当社は顧客に対しては商品代金等の請求を行い、当社指定の収納代行会社（以下「収納会社」という。）に委託し集金するものとする。	第5条（本サービスの概要） 1 顧客が、加盟店に対して支払うべき商品代金等の決済方法として本サービスを選択した場合、加盟店から当該申込みの取次ぎを受けた当社は、顧客に対する与信審査を行い、加盟店から顧客への商品等の配達または提供完了情報、もしくは購入者からの商品代金等の支払または支払完了情報に基づき、加盟店に対して商品代金等を立替払いするものとする。この場合、当社所定の利用料がかかるものとし、振込等の支払手数料は加盟店が負担するものとする。また、当社またはその他の、顧客が本サービスを利用することによって顧客に請求を行うことになる請求権者（以下「当社またはその他の請求権者」という。）は顧客に対して商品代金等の請求を行うものとする。
第5条（本サービスの概要） 2 顧客が当社の請求書記載の期限までに商品代金等を支払わなかった場合、当社は、顧客に対して任意に選択する手段により督促するものとする。	第5条（本サービスの概要） 2 顧客が当社またはその他の請求権者の請求書記載の期限までに商品代金等を支払わなかった場合、当社またはその他の請求権者は、顧客に対して任意に選択する手段により督促するものとする。
第5条（本サービスの概要） 3 収納会社は、本サービスを利用した顧客からの収納金を当社に支払うものとし、加盟店はこれを承諾する。	第5条（本サービスの概要） 3 第1項に規定する、当社から顧客に対して行う商品代金等の請求について、当社が当社指定の収納代行会社（以下「収納会社」という。）に集金を委託する場合、収納会社は、本サービスを利用した顧客からの収納金を当社に代わって代理受領した上で当該収納金を当社に支払うものと

旧	新
	し、加盟店はこれを承諾する。
新設	第9条（本サービスを提供しない事由） <u>⑩本サービスを利用するために必要となる端末機器等を顧客が準備しない場合</u>
第12条（加盟店に対する支払） 1 顧客が本サービスの対象となる商品等の取引の際、本サービスを選択して当該商品等の取引を行った商品代金等については、加盟店から顧客への商品等の配達または提供完了情報（以下「配完データ」という。）に基づき、当社が加盟店に対して立替払いを行う。ただし、配達状況が正常に完了しなかった場合においてはこの限りではない。	第12条（加盟店に対する支払） 1 顧客が本サービスの対象となる商品等の取引の際、本サービスを選択して当該商品等の取引を行った商品代金等については、加盟店から顧客への商品等の配達または提供完了情報（以下「配完データ」という。）に基づき、当社が加盟店に対して立替払いを行う。ただし、配達が正常に完了しなかった場合 <u>（特に当社が認めた場合を除き、転送等により申込時とは異なる住所への配達があった場合を含む）</u> においてはこの限りではない。
第13条（本サービス利用料） ②決済手数料：決済手数料（立替払手数料）は、本サービスを利用した個々の取引ごとの商品代金等を当社が加盟店に立替払いを行う金額に対し課金する。具体的には、配完データに基づく商品代金等に対し次項で定める料率を乗じた額とし、1円未満は切り捨てとする。ただし、当社が顧客から本サービスの対象となる商品代金等を回収する前に、加盟店が第15条第1項に基づき、当社所定の方法により、当該取引をキャンセル等する旨のデータを当社に送信した場合は、当該取引にかかる決済手数料は発生しないものとする。	第13条（本サービス利用料） ②決済手数料：決済手数料（立替払手数料）は、本サービスを利用した個々の取引ごとの商品代金等を当社が加盟店に立替払いを行う金額に対し課金する。具体的には、配完データに基づく商品代金等に対し次項で定める料率を乗じた額とし、1円未満は切り捨てとする。ただし、当社が顧客から本サービスの対象となる商品代金等を回収する前、 <u>かつ加盟店から顧客への商品等の配達後14日以内に</u> 、加盟店が第15条第1項に基づき、当社所定の方法により、当該取引をキャンセル等する旨のデータを当社に送信した場合は、当該取引にかかる決済手数料は発生しないものとする。
第13条（本サービス利用料） 2. 加盟店手数料の金額、料率等については、次表のとおりとする。なお、次表の金額、料金等を変更する場合は、当社が発行する『加盟店登録完了書』等に記載して確認するものとする。	第13条（本サービス利用料） 2. 加盟店手数料の金額、料率等については、次表のとおりとする。なお、次表の金額、料金等を変更する場合は、当社が発行する『加盟店登録完了書』や『 <u>見積書</u> 』等に記載して確認するものとする。
第14条（支払金額の返還等） ⑤顧客が自己の利用を否認し、代金ないし代金相当額の支払いを拒否したとき	第14条（支払金額の返還等） ⑤顧客が自己の利用を否認し、 <u>または支払手段を選択しないなど</u> 代金ないし代金相当額の支払いを拒否したとき
新設	第14条（支払金額の返還等） <u>⑥顧客の指定した住所に発送した請求書または顧客の指定した電話番号にSMSにより送信した請求書が届かないとき</u>
第15条（キャンセルの扱い等） 5. 当社が顧客から本サービスの対象となる商品代金等を回収する前に、第1項に基づくキャンセル等の報告が当社に到達した場合、第12条第1項の立替払いは、遡って効力を失うものとし、以後、当社は顧客に対する請求行為を行わず、加盟店が当社から立替払いを受けていたものがあればその立替払い金を当社に返還し、また、当社が加盟店への立替払いを行っていない場合は加盟店に対して立替払いしないものとする。ただし、顧客から本サービスに従った支払いが当社になされ、当社が加盟店へ立替払いをする前に加盟店から顧	第15条（キャンセルの扱い等） 5. 当社が顧客から本サービスの対象となる商品代金等を回収する前に、第1項に基づくキャンセル等の報告が当社に到達した場合、第12条第1項の立替払いは、遡って効力を失うものとし、以後、当社は顧客に対する請求行為を行わず、 <u>加盟店が当社から立替払いを受けていたものがあればその立替払い金を当社に返還し</u> 、また、当社が <u>加盟店への立替払いを行っていない場合は</u> 加盟店に対して立替払いしないものとする。ただし、顧客から本サービスに従った支払いが <u>当社になされ、当社が加盟店へ立替払いをする前に</u> 加盟店から顧客に対して当該支払金が返還された場合

旧	新
客に対して当該支払金が返還された場合には、その確認後に当社は加盟店に対して当該支払金相当額を支払うものとし、当社が加盟店への立替払い金を支払い済みの場合は、加盟店は当社に顧客からの支払代金の返還を求めないものとする。	には、その確認後に当社は加盟店に対して当該支払金相当額を支払うものとし、 <u>当社が加盟店への立替払い金を支払い済みの場合は、加盟店は当社に顧客からの支払代金の返還を求めないものとする。</u>
第25条（契約の解除等） 1. ⑤破産の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生手続開始の申立てもしくは会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき	第25条（契約の解除等） 1. ⑤破産 <u>手続開始</u> の申立て、特別清算 <u>手続</u> 開始の申立て、民事再生手続開始の申立てもしくは会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき
第25条（契約の解除等） 2. ②加盟店がクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めてインターネット等を利用し悪用していることが判明したとき	第25条（契約の解除等） 2. ②加盟店が <u>本サービスに関連する取引についてインターネット等を悪用する行為およびその他の違法または当社が不当と判断する行為</u> をしていることが判明したとき
新設	第25条（契約の解除等） <u>2. ⑥加盟店に対して本サービスを継続して提供することが不当であると当社が判断したとき</u>

2. オプションサービス利用規約 ⇒ 新機能（スマホタイプ）追加の為、規約の変更を行いました。

旧	新
新設	第2条（オプションサービスの内容） <u>③「スマホオプション」：商品が顧客に届いてから請求書が顧客のスマートフォン等の端末機器へ配信され、支払方法が選択できるサービス</u>
第3条（オプションサービスの利用料） 1. ③ 請求手数料：同梱オプションの請求手数料は、加盟店が請求書を作成し商品等に同梱した件数に対し次項に定める単価を乗じて算定するものとし、請求件数は配完データに基づくものとする。ただし、請求手数料には請求用紙代は含まれないものとする。	第3条（オプションサービスの利用料） 1. ③請求手数料：同梱オプションの請求手数料は、加盟店が請求書を作成し商品等に同梱した件数に対し次項に定める単価を乗じて算定するものとし、請求件数は配完データに基づくものとする。ただし、請求手数料には請求用紙代は含まれないものとする。 <u>スマホオプションの請求手数料は、当社が顧客に商品代金等をEメールおよびSMS等で請求する件数に対し次項に定める単価を乗じて算定するものとし、請求件数は配完データに基づくものとする。</u>
新設	第3条（オプションサービスの利用料） <u>2. スマホオプション：160円</u>
新設	<u>第4条（スマホオプションの利用条件）</u> <u>1. スマホオプションの利用に際し、加盟店は、ヤマトフィナンシャル株式会社が規定する「ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」利用規約」「クレジットカード払い利用加盟店規約」への同意・承諾の上、ネット総合決済サービス「クロネコwebコレクト」の利用を申し込み、同サービスを受けるために必要となる契約を締結しなければならないものとする。</u> <u>2. スマホオプションの利用の際は、「クロネコ代金後払いサービス加盟店規約」に優先して本オプション規約が適用されるものとする。</u> <u>3. 顧客がスマホオプションの利用およびクレジットカード払いによる決済を選択した際は、ヤマト</u>

旧	新
	<p><u>フィナンシャル株式会社が提供する「クロネコ web コレクト利用規約」、「クレジットカード払い利用加盟店規約」および本サービスの提供に関連する規約に基づき、当社が加盟店に対して行った立替払の精算を行うものとする。</u></p> <p><u>4. 前項の規定に基づく精算は、加盟店がヤマトフィナンシャル株式会社から支払いを受けるカード会社の売上債権譲受代金相当額の金員について、当社が加盟店に対して行った立替払いにより生じた顧客への求償債権へ充当することを目的として、加盟店に代わって受領することにより行うものとする。</u></p>